

第147回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成29年6月8日(金)
招集場所 米子市役所 401会議室
開 会 午後1時30分
出席委員 1番 生田 英夫委員 2番 森田 正敏委員 3番 友森 一夫委員 4番 吉澤 一誠委員
5番 安達 卓是委員 6番 森中 喜輝委員 7番 田口 正廣委員 8番 仲本 悟 委員
9番 小林 秀美委員 10番 新納 勝美委員 12番 山中 春夫委員 13番 井田 律子委員
14番 松林 貢委員 16番 高橋 敦美委員 17番 三島 通政委員(部会長)
欠 席 11番 矢倉 篤實委員 15番 大縄 敬次委員
事務局 高西会長 池口事務局長 宅和事務局長補佐 河野主幹 山本主幹 高田主幹
日 程 1 農地法各条申請地現地調査
2 部会長あいさつ
3 議事録署名委員の指名
4 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
イ 第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
ウ 第12号 米子市農用地利用集積計画の決定について
エ 第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について
オ 第14号 農地利用集積円滑化事業規程の一部変更の決定について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時10分

議長（三島委員）

現地調査に引き続き、第147回農地部会を開きます。

そういたしますと、最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、議席番号7番の田口委員と議席番号8番の仲本委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席は大縄委員、矢倉委員です。安達委員さんと生田委員さんは若干遅れられます。

それでは審議に入ります。初めに3ページ議案第10号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号12の和田町について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

番号12の和田町について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、県外在住の譲渡人が、所有農地について今後管理・耕作できないため、親類等を介して受け手を探しておりました。今回贈与により、譲受人が取得しようとするものです。

取得後の経営面積は56アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

安達委員さんがまだ来られていませんので、保留にして次に入ります。

それでは、番号13の夜見町について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

番号13の夜見町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人の希望により、譲渡人から売買により取得しようとするものです。場所は自宅隣の農地であり、耕作便利のため希望されたものです。

取得後の経営面積は34アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

3番（友森委員）

本件は、譲受人の希望により、耕作の都合のよい自宅隣の農地59平米を取得しようとするものです。トマトやキャベツなどの野菜を耕作する予定と聞いております。許可要件については、特に問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

2 番（森田委員）

59 平米って言われたけど、56 平米じゃないですか。

3 番（友森委員）

56 平米が本当です。すいませんでした。

議長（三島委員）

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号14の観音寺について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

番号14の観音寺について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、隣接農地で果樹等を栽培しています耕作者が、規模拡大の希望のため、譲渡人から売買により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は38アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

4 番（吉澤委員）

この場所は、以前話にも出てきたところですが、観音寺の米川の道沿いの場所で、水道局が長いこと工事の残土置場に使用していた畑です。工事がやっと終わって元に返したところですが、譲渡人と譲受人は家が近所ですが、譲受人がこの農地のすぐ隣で野菜や果樹を栽培しています。まあ、規模拡大をしたいということで今回の話になったものです。畑を見てきましたけども、きちんと耕作されていますし、新しく取得される方もきちんと畑を耕作されるのだらうと思われまます。特に問題ないと思っておりますのでご審議をお願いします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

ちょっと聞いてみますけども、地目は水田ですけども畑にされるということか。

事務局（高田主幹）

はい。主に果樹ですね、スイカ、もも、かき、サクランボとか他に大豆とか甘藷とか植えられると伺っています。

高西会長

そういう事は、それを説明しておかないといけませんよ。水田ですから。

議長（三島委員）

他にございませんか。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号15の夜見町について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

番号15の夜見町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人の希望により売買で農地を取得しようとするものです。譲受人は近隣を耕作されており、今後効率的な耕作が可能となると見込まれます。取得後の経営面積は312アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

3番（友森委員）

本件は譲受人の希望によるもので、規模拡大のために売買で590平米を取得しようとするものです。譲受人は主にネギなどを耕作しています。許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

いい値段だ。農振は入っていますか。

事務局（高田主幹）

入っていません。

3番（友森委員）

県道沿いですから。

高西会長

余分なことだけど、2019年から転用すれば税金かけるというので。どんなふうかはまだ法律決まってないですが。農地の時価という
か、売買した金額の中から農地の金額を引いて、後の残りに何パーセントかはわかりませんがかけるということですよ。

議長（三島委員）

他にございませんか。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ、議案第11号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について農地法第5条第3項において準用する第4条第
3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ番号20の夜見町について審議いたします。地元委員さんから説明をお願いいたします。

3番（友森委員）

申請地は、夜見町の畑で面積は320平米です。申請人は、建築業を営んでおり現在自宅を事務所としていますが、事業拡大のため自宅
に近接する申請地を事務所敷地として計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地
は、他の農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。開発許可については、
都市計画法第34条第12号に該当すると思われます。転用について問題ないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号21の安倍について審議いたします。副部会長の生田さんがまだお見えでないようですので、私がこのまま説明いたします。

事務局（山本主幹）

すみません。21番の譲渡人ですねえ、ご住所、2名おられますが安倍の住所の部と言う漢字が人偏ではございません。すみませんが訂正させていただきます。

議長（三島委員）

申請者は議案のとおりです。申請地は、安倍の畑で面積は999.01平米です。申請人は、鳥大において医療技術等を約20年間蓄積されており、地域住民のために脳神経内科診療施設のない住吉地区からの医院設立を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

申請地は、水管、下水管が埋設されている道路の沿道に面し、500メートル以内に2つ以上の医療施設があるため、第3種農地に該当すると思われます。開発許可については、都市計画法第34条第1号に該当すると思われます。転用について問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

これについて、何かご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号22の彦名町について審議いたします。地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（田口委員）

現場は、2番目に現地調査した場所でございます。申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は216平米です。申請人は、家族6人で、県営住宅で生活していますが手狭になってきたため、申請地に住宅建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

申請地は、住宅・公共施設の連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。開発許可については、都市

計画法第34条第11号に該当すると思われます。転用について問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号23の彦名町について審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（田口委員）

場所は、22番の議案の場所の隣です。転用理由もほぼ同じです。申請地は、彦名町の畑で面積は191平米です。申請人は、家族6人で、県営住宅で生活していますが手狭になってきたため、申請地に住宅建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

申請地は、住宅・公共施設の連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。開発許可については、都市計画法第34条第11号に該当すると思われます。転用について問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は、適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号24から番号26の高島と一部について、関連しますので一括で審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（森中委員）

24番から26番までをまとめて説明します。いずれも太陽光発電施設の建設であって、申請者は議案のとおりです。24番、25番は高島、26番は一部です。面積は、24番が2,451平米、25番が1,602平米、26番が1,935平米です。申請人は、売電収入を見込んで太陽光発電施設を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、農事実行組合の排水同意もあります。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ない

と思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号27の両三柳について審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

12番（山中委員）

申請者は議案のとおりです。申請地は、最後に見ていただいた両三柳の田で面積は581平米です。申請者は、家族4人で生活してありますが、現在の住まいが県道東福原・樋口線の拡幅工事にかかるため、その代替地として申請地に住宅建築を計画したものです。土地改良区の同意、農事実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅に囲まれた農地であるため、第3種農地に該当すると思われまます。開発許可は、都市計画法第34条第12号に該当すると思われまます。転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号28の彦名町について審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（田口委員）

譲受人は、先月も申請があつたように、この1、2年業務拡張のため、転用申請を数回された方と同じであります。申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は1,173平米です。申請者は運送業を営んでありますが、業務の関係上、既存の車両置場が手狭になってきたため、会社近くの申請地に車両置場を計画したものです。土地改良区の同意、農事実行組合の排水同意もあります。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため第2種農地に該当すると思われまます。車両置場での利用であり、開発許可は不要であることを確認してあります。転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、8ページ番号29の彦名町について審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（田口委員）

申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の田で面積は1,250平米です。申請人は、電気工事業と太陽光発電事業を営む法人ですが、売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、農事実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内のある農地でその規模が10ヘクタール未満であるため第2種農地に該当すると思われます。太陽光発電施設での利用のため、開発許可は不要であることを確認しております。転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

4番（吉澤委員）

いいですか。今回も太陽光施設が沢山出ていますけども、今までに問題が出てきているものがありますか。

事務局（山本主幹）

問題といたしますのは、施設が出来た後の障害ということですか。

4番（吉澤委員）

そうです。

事務局（山本主幹）

私は聞いておりません、まだ。

高西会長

排水が一番問題になるだ。うちの部落でも太陽光発電があるけど、彦名は砂地ですから、こちらは赤土ですから雨が降ると一ぺんに流れ

る。土なものですから流れて汚泥になって堆積するのです。それで、調整池を作ってもらって、沈砂池をしてもらって。やっぱ、一番問題は排水です。その辺は、審議される場合があればそこは対応してあげてください。市役所の中にも色々な係があると思うけど、許可してしまった、後は知らんではちょっとね。その辺をお願いしたいと思います。

事務局（池口事務局長）

吉澤委員さんの質問にお答えできるかどうかわかりませんが、全国的に色々被害が出ていることを聞いております。一つは、台風でパネルが飛んだという事例が新聞に出たことがあったと思いますが、飛散して、あれ表がガラスなものですから、非常に危険だったという報道がございました。

あと、表の方は結構強いんですけど裏側が弱いということで、結構草とかです。発電に支障が出たとか、日陰にも弱いですからそういったことで発電自体に当初予定していた発電力が得られなかったことで、地権者とトラブルになったというのも聞いておりますけども、4月からですね、FIT法という法律が出来まして、そういった太陽光発電についてですね、会長も色々心配されますような事象ですね、簡単にいうと管理が不十分なところについては電気を買い入れしませんよというようなことで、必ずそういったサービス会社が付くということが義務付けられていますし、あとフェンスとかそういった所要の設備を下さいということもできておりますので、そういったことを踏まえて、例えば将来的に20年後ですね、一応そのパネルの有効期限が過ぎたときにどういうふうに処分するかってことも、そういった法律で手続きを決められていますので、そういった事で少しは安心できるような体制になったんじゃないかなということを報道ございましたんで、読んでおります。

まあ、今までそういったことがきちっとしてなかった部分が、国の指導できちっとなされるということを知っておりますので、ある意味ご安心いただける部分も出てきたんじゃないかなというふうに考えております。以上でございます。

高西会長

ただ、営農型のメガソーラーは下で作物を作っておって、80パーセント以上の収穫があるかどうか、まあ米子では全然ないけども。メガソーラーでいいことばかり言って、いけんことは重金属が入っていますわな。鉛、水銀等で、それで20年間の発電期間が終わったら速やかに処分しないと重金属が流出して何するんですけど。

もうひとつは、メガソーラーの事業者がちよいちよ倒産しています、それが非常に問題です。事業者が倒産されると賃貸でやっておられる人たちにお金が入らんということもあるだろうし、その辺を農業委員会がそれをどうこうっていうわけじゃないですけど、皆さんもそ

の辺をよく理解して、相談があったときには対応していただきたいと思います。

議長（三島委員）

他にございませんか。そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号30の東八幡について審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（森中委員）

30番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、東八幡の畑で面積は1,527平米です。申請人は、売電収入を見込んで太陽光発電施設を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、農事実行組合の排水同意もあります。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため第2種農地に該当すると思われます。開発許可は不要であることを確認しております。転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

高西会長

事務局に聞くけど、〇〇さんていうのは個人でやられるわけですか。

事務局（山本主幹）

はい、個人で申請されております。

高西会長

どこの人だ。

事務局（山本主幹）

〇〇です。

高西会長

米子で他にどこかでやっておられますか。

事務局（山本主幹）

米子で他には聞いていません。

高西会長

聞いてみておいてください。

事務局（山本主幹）

はい、わかりました。

議長（三島委員）

他にございませんか。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

ここで、安達委員がお見えになりましたので、前に戻っていただきまして、番号12の事務局説明がございましたが、地元委員さんからの説明をお願いします。

事務局（池口事務局長）

4ページになります。

5番（安達委員）

大変遅くなり申し訳ありません。譲渡人は、県外在住者で市内に農地をお持ちですが、耕作管理ができにくい事情があります。農地を処分する方法について親類の方などと検討して来られました。譲受人さんは、譲渡人がこちらにおられたときの近隣の方でかつ縁戚に当たる方でもあります。合計で3,344平米でございます。これを贈与により取得しようとするものです。贈与後は、農地をしっかり管理していただける方でございますし、許可要件については特に問題ないと思われまます。よろしく申し上げます。譲り受けられる方は、農業に長けておられますので問題ないと思います。大変失礼しました。

議長（三島委員）

事務局説明と地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問などございませんか。

7番（田口委員）

すみません、参考のためにお聞かせ願えませんか。

場所は、県道に面している所とか、非常に便利の悪い所とかどちらの方ですか。

5 番（安達委員）

県道という大きな道路に面してはいたのですが、住宅地より西側、米川の方ですね。農免道路の方向です。

7 番（田口委員）

といますのが3反半もですね、贈与されるのは奇麗な人とは思いますが、常識的に考えると当初親類だろうと思ったけど、やっぱり親類ですか。

5 番（安達委員）

親類です。本家、分家です。本家が提供者で受けた側が分家です、何代前かわからんですけど。制度上には乗せておられませんけども、耕してやいて言われて只でやっておられたので、当然だろうと思っております。

7 番（田口委員）

多分、ここで作っておられるじゃないですか。

5 番（安達委員）

はい、先ほど言いましたように。全筆ではないですけど。

議長（三島委員）

他にございませんか。そういたしますと採決をしたいと思っております。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9ページ議案第12号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成し決定を求められた、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。今月は、利用権設定が156件ございます。

それでは、利用権設定各筆明細について番号6-1から番号6-11までを一括審議します。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

12ページ番号6-1から番号6-3は再設定です。番号6-4は貸付人の労力不足による貸付です。番号6-5は再設定です。13ページ番号6-6から番号6-8は再設定です。番号6-9は貸付人が高齢化による経営縮小することによる貸付です。番号6-10及び番

号6-11は再設定です。以上、番号6-1から番号6-11は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、15ページ利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号6-1から44ページ番号6-145まで、一括して審議いたします。

そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

15ページ番号6-1から44ページ番号6-145まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。また、ページの上から2行目に理由別件数も記載しました。

今月だけですが、28ページ番号6-52以降は、機構が使用貸借により一旦借り上げた後、耕作者を探しされる予定です。面積としては合計約8.3ヘクタールになります。

番号6-1から番号6-145まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

次に、46ページ議案第13号をお願いいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成し意見を求め

られた農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、47ページ番号1から55ページ番号5について、一括して審議いたします。

そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

47ページ番号1は、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものです。番号2及び番号3は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。47ページから49ページ番号4は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。50ページから55ページ番号5は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

5番（安達委員）

いいですか。49ページにあります富益シルクファームさんの農地は何を作られるのかはわかりますか。

事務局（宅和事務局長補佐）

富益シルクファームは甘藷を主に作られます。

3番（友森委員）

玉ネギも作ってます。

高西会長

富益ファームさんからは以前、弓浜で農地を再生したら甘藷を作りたいと申し出がありました。全体では今どれ位富益ファームさん耕作しちゃうだ。

事務局（河野主幹）

この度の配分計画後1, 293アールですので、13ヘクタール弱です。

高西会長

わかりました。甘藷の評判が良いようですから。

3番（友森委員）

認定会議の時、そのままでは商売にならんで粉にして何かするというので。

議長（三島委員）

他にございませんか。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

議長（三島委員）

次に、58ページ議案第14号をお願いいたします。

農地利用集積円滑化事業規程の一部変更の決定について、米子市長から決定を求められた別紙農地利用集積円滑化事業規程の一部変更について、農業経営基盤強化促進法第11条の11第4項において準用する同法第11条の12第2項の規定により決定を求めます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和事務局長補佐）

農用地利用集積円滑化事業規程の一部変更についてご説明いたします。

これは、本年4月28日にJA鳥取西部の総代会において、事業規程変更の原案について可決され、米子市長に対し事業規程変更の承認を求められたものでございます。

事業規程の変更承認には、農業委員会の決定を得る必要があることから、この度、審議案件として提出されたものでございます。

それでは、59ページですが、これは変更前、変更後の新旧対照表でございます。続いて、60ページから67ページまでが現行の規程の全文でございます。

先ず、農地利用集積円滑化事業についてですが、農業経営基盤強化促進法に基づく事業で、米子市においてはJA鳥取西部が米子市からの事業規程承認を受けて、平成23年度から事業を実施しているものでございます。

事業の内容ですが、農地所有者代理事業とあって、JAが農地所有者から農地貸付の白紙委任を受け、所有者を代理して、農地を耕作者に貸し付ける事業です。次に農地売買等事業とあって、JAが農地を借り受け、その農地を転貸する事業です。また、JAが借り受けた農地を利用して、就農希望者等に対して行う研修事業の以上三つの事業でございます。

この度の事業規程の変更でございますが、平成28年4月の農業委員会法の改正に伴って、「鳥取県農業会議」が、「農業委員会ネットワ

ーク機構」として県知事に指定されたため、事業規程中の「県農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」に文言を変更するだけのもの
でございます。変更箇所は2か所でございます。

なお、本日承認されました場合は、次の部会には、各委員さんに修正した規程を配布させていただく予定にしています。ご審議よろしく
お願いします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

ちょっと、聞いてみるけど。実績はどうですか。

事務局（宅和事務局長補佐）

はい、平成23年度から平成28年度までの実績でございますが、米子市では約300筆、28ヘクタールの貸し借りになっております。

高西会長

それは、農協があっせんしたっていう事か。

事務局（宅和事務局長補佐）

はい、白紙委任を受けて、農協が直接借り受けたものもありますし、他の耕作者に利用権設定させているものがあります。

高西会長

もう一回言って、件数と面積を。

事務局（宅和事務局長補佐）

はい、約300筆、約28ヘクタールです。

高西会長

ふうん、まあまあだなあ。はい、ありがとう。

議長（三島委員）

他ございませんか。そういたしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

68ページ(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、2件を受理しております。

続きまして、69ページから71ページ(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、11件を受理しております。

続きまして、72ページから73ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、9件を受理しております。

続きまして、74ページから76ページ、(4)非農地現況証明について、11件を証明しています。

続きまして、77ページから80ページ(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、4件を非農地である旨回答しております。

続いて、81ページ米子市長からの農地等の現況に対する照会に対し、1件を非農地である旨回答しております。

続きまして、82ページ(6)農地転用現況確認書交付について、5件を交付しています。

続きまして、会長に県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長(三島委員)

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局(宅和局長補佐)

(事務連絡)

議長(三島委員)

これを持ちまして、第147回農地部会を終了します。

閉 会 午後3時29分